

平成13年7月26日 制定（国空機第247号）
平成23年6月30日 一部改正（国空機第282号）
令和 2年6月17日 一部改正（国空機第285号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：航空運送事業者による装備品、部品等の限定使用（サービス・トライアル）について

1. 目的

本サーキュラーは、特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則第240条1項2号）等が使用する航空機において、その安全性、利便性及び経済性等の向上のために、当該型式機に「正規部品」ではない装備品、部品等を試験的に装備し、通常の運用における評価（実用評価）を行うための限定使用（サービス・トライアル）にあたって、その指針を定めたものである。

2. 適用

本サーキュラーは、以下の航空運送事業者が行う限定使用に適用する。

- ① 特定本邦航空運送事業者
- ② 上記①以外の航空運送事業者であって、航空法の一部を改正する法律（平成11年6月11日、法律第72号）施行前の航空法第100条第1項の免許を受けたもの。

なお、正規部品でない装備品、部品等を装備する場合であっても、航空機の耐空性に影響を与えないことが明らかであるとき、又は試験的に装備し実用評価を行う必要がないときには、本サーキュラーは適用しない。

3. 運用指針

3-1 計画及び監視プログラム

本サーキュラーに従って、装備品、部品等の限定使用を行おうとする航空運送事業者は、あらかじめ、当該限定使用の計画、及び安全に係る品質管理体制のもとに、実用評価を行うための監視プログラムを作成し、航空事業安全室長（地方航空局にあっては、前任整備審査官）の承認を得なければならない。

この場合、当該航空運送事業者は、限定使用の状況の管理に資するため、本サーキュラーによる限定使用の各計画に管理番号を付すものとする。

3-2 限定使用の要件

当該装備品、部品等の限定使用は、次の要件を満足するものでなければならない。

- ① 限定使用を行う必要性が上記1.に示された目的に合致するものであること。
- ② 当該装備品、部品等に予想される不具合が発生した場合であっても、航空機の安全な運航に支障を生じるおそれがないこと。

3-3 装備品、部品等の要件

当該装備品、部品等は、その果たすべき機能に照らして、十分な強度、構造及び性能を有するものであり、かつ、装備される航空機他の部分に悪影響を及ぼすものであってはならない。このため、当該装備品、部品等は、次の要件のいずれかを満足するものであること。

- ① 型式証明の設計変更（航空法第13条第1項）、追加型式設計変更（航空法第13条の2第1項）又は修理改造設計（航空法第17条の2第1項）の手続きが開始され当該装備品、部品等に係る実質的な審査（当該限定使用の目的とする実用評価に係るものを除く）が終了していること。ただし、法第10条第5項第2号に規定する航空機にあっては、当該装備品、部品等について設計製造国の航空当局が承認その他の行為を行っていること。また、航空法施行規則第18条第2項第1号又は第3項の規定により型式証明を行った航空機にあっては、当該装備品、部品等について設計製造国の航空当局が承認その他の行為を行っていること。
- ② 我が国で設計製造された装備品、部品等を装備し限定使用する場合にあっては、当該装備品、部品等について、型式承認もしくは仕様承認又はこれらと同等の手続きが終了していること。

3-4 装備にあたっての手続き

当該航空運送事業者は、当該装備品、部品等の航空機への装備にあたって、その適合性についての審査（当該限定使用の目的とする実用評価に係るものを除く。）を受ける必要があり、その内容に応じて、予備品証明、修理改造検査又は認定事業場による確認を受けなければならない。

3-5 報告

上記による監視プログラムが終了した場合には、対象となった装備品、部品等を航空機から取り卸し、実用評価の結果を当局に報告すること。

附 則

1. 本サーキュラーで使用する「装備品」及び「部品」の定義は、「輸出用の航空機製品についての安全証明書等交付規則」の第2項による。
2. 本サーキュラーにより、TCM-27-005-87「定期航空運送事業者による装備品、部品等の限定使用（サービス・トライアル）について」（空検第447号、昭和62年5月28日付け）を廃止する。

3. 本サーキュラーは、平成13年7月26日から適用する。

附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則（令和2年6月17日）

1. 本サーキュラーは、令和2年6月18日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空事業安全室整備審査官

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

電話番号 03-5253-8731

FAX 03-5253-1661